

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百二十回 真正護憲論のあゆみ（その十）

南出喜久治（令和5年5月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ
(無効宣言、破棄通告))

前回でも述べましたが、最後の枢密院議長に任せられた憲法学者である清水澄博士は、昭和22年9月25日、「自決シ幽界ヨリ我國體ヲ護持シ今上陛下ノ御在位ヲ祈願セント欲ス」との遺書を残されて、楚の屈原が汨羅（べきら）の淵に投身自決した故事に倣ひ、熱海の錦が浦で投身自決されてゐます。帝國憲法に殉死された唯一の憲法学者です。しかし、当時の憲法学者の殆どは、これを後世に伝へることすら怠りました。否、むしろ積極的にこの事実を抹殺しやうとしてきたのです。皇運を扶翼すべき憲法学者の変節と保身を一命を賭して諫めようとされた清水澄博士の殉死は、変節保身の輩にとって自己の立場を維持するに不都合な存在であつたからです。

ところで、昭和31年の「憲法調査会法」に基づいて内閣に設置された憲法調査会は、国会議員30名、学識経験者20名の委員で構成されて、昭和39年7月3日、なんと8年余の歳月をかけて、本文約200頁、付属書約4300頁、総字数約100万字にのぼる「憲法調査報告書」が完成しましたが、当時から存在した占領憲法無効論の学者を委員から一切排除して、有効論の学者のみをもつて構成されたため、この報告書では、無効論については僅か半頁だけ裂いて紹介されるに止まり、禁断の学説とされたのです。

その僅か半頁の紹介といふのは、次のとおりです。

「なお、現行憲法の制定過程をいかに評価すべきかに関連して、現行憲法はその制定の経過および手続から見て、ほんらい法的に無効であり、または少なくとも占領の終了とともに失効しているものであるとするいわゆる憲法無効論の問題がとりあげられた。この憲法無効論は、要するに、①およそ占領中には憲法の制定はなしえない。②日本国憲法の制定に関し、マッカーサー元帥のとった措置は国際法に違反する。③日本国憲法は明治憲法の改正の限界を越えた

変更であったにもかかわらず、「改正」として行われたのであるから無効である。という理由に基づいて主張されているものである。調査会においてこの憲法無効論をとりあげるべきことを主張したのは、もっぱら神川彦松委員、大石義雄委員および富田健治（元）委員の三名であったが、これらの委員も憲法無効論を正当であるとして支持したのではない。すなわち、大石委員および富田（元）委員の場合は、憲法無効論の主張にも傾聴すべきものがあるから検討すべきであるというのであり、神川委員の場合も、現行憲法は占領管理法たる性質をもち、したがって占領終了とともに国際法的には失効するが国内法的には当然に無効とはならないとし、かつ、現行憲法の法的効力を論ずることは第二義的な重要性しかもたず、必要なのは現行憲法の制定が政治的・歴史的に正統性を有するものであったかどうかを論ずることであるとしているのである。そして、これらの委員を除く他のすべての委員は、憲法無効論には反対であった。したがって、調査会においては、憲法無効論はとるべきではないとするのが委員全員の一一致した見解であったということができる。憲法無効論に関する審議の大勢および結果は以上のとおりである。したがって、憲法無効論については以上のことの一言するにとどめ、以下の記述においては、特に触れないこととする。」

といふものでした。

これは、「調査会においてこの憲法無効論をとりあげるべきことを主張したのは、もっぱら神川彦松委員、大石義雄委員および富田健治（元）委員の三名であったが、これらの委員も憲法無効論を正当であるとして支持したのではない。」として、無効論があることを単に紹介をしただけの「憲法調査報告書」だつたのです。

これで 8 年以上もかけた憲法調査が終はつたのです。

20 人の学識委員の中で、僅か 3 人だけが無効論の紹介者になつただけで、その 3 人も無効論者ではありません。全員が占領憲法を憲法として有効であるとする者ばかりで構成され、無効論者は一切排除されたため、初めに結論ありきの調査会だつたのです。

憲法の効力論に関する学説は、多数決で肯定されたり否定されたりするものではありません。少数意見、少数学説でも紹介することが必要です。それが学問なのです。それを多数決で少数説を否定し、学説の紹介すらしないといふの

は、占領憲法が有効であるとの学説を紹介して喧伝したに過ぎず、憲法調査の名に値しません。

神川彦松に至つては、公職不適格と教職不適格の指定を受けたために、宮澤俊義と同じやうに保身のために変節し、変節したことのご褒美として憲法調査会の委員に選ばれて、占領憲法擁護の論陣を張つたとしか考へられません。そして、「現行憲法の法的効力を論することは第二義的な重要性しかもたず、必要なのは現行憲法の制定が政治的・歴史的に正統性を有するものであったかどうかを論ずることであるとしているのである。」として、「現行憲法の法的効力を論することは第二義的な重要性しかもた」ないとまで平然と言ひ放つたのです。

憲法の法的効力を論することは、学問の世界でも政治の世界でも、決して第二義的なものではなく、まづは最優先に行ふべき最重要の課題であるにもかかはらず、こんなことを平然と言つたのです。

また、大石義雄委員および富田健治（元）委員についても、「憲法無効論の主張にも傾聴すべきものがあるから検討すべきである」としたのであれば、委員の辞職を賭けてでも学者の矜持として検討を求めるやうに迫らなければならぬのに、申し訳程度に言つて体裁を取り繕つただけです。

この3人もさうですが、後の27人の学者も30人の政治家に至つては、口を揃へて、「占領憲法マンセー」と叫んだのですから、憲法学者も政治家も、保身のためには変節して国を売ることを平氣でできる國賊の職業だといふことがよく分かるのです。

現在においても、占領憲法の解釈で飯を喰つてゐる憲法学者といふのは、憲法解釈業者に過ぎず、占領憲法の効力論争すら拒否する敗戦利得者であることに間違ひはありません。

ところで、この憲法調査会と同名の調査会が、44年後の平成12年1月、第147回国会において衆議院で設置され、平成17年4月15日に報告書を提出してゐます。

しかし、この報告書は、以前の憲法調査会以上に酷いものでした。

参考人として招致された者が、言ひたいことを話したことを記録にとどめるだけの講演会議事録、発言記録に過ぎず、それを報告書に記載するだけであるために、全く議論としては全く深まらない内容なのです。

憲法無効論とか、押しつけ憲法論といふものは、今や通用しないといふと言ふだけで、どうしてさうなのかといふ理由を述べない参考人ばかりの「参考人発言集」としてとりまとめたものです。

学術的な見解やそれに基づく討議などは一切ありません。真正護憲論が主張する帝國憲法第73条違反、第75条違反などによつて占領憲法が無効であるとする理論的主張が紹介されたことは全くなく、もちろん議論もなされてゐません。

そんな報告書の中で、参考人として招致された石原慎太郎の「日本国憲法には、その制定時において日本人のイニシアティブが及んでいなかつたのであるから、国家の基本法としての正統性がない。よつて、国会において、日本国憲法を否定する決議を行い、その上で、新憲法の制定に着手すべきである。（石原慎太郎参考人）」といふ発言だけが、注目されるものでした。これは、「占領憲法にはレジテマシー（正統性）がない」といふ、かねてからの石原の持論です。これにより石原は、占領憲法の効力論争を挑んだのですが、その発言が許されただけで効力論争の議論は全くなされませんでした。

ところで、現在、衆参両議院で設置されてゐる「憲法審査会」に至つては、国會議員の憲法についての「お勉強会」の域を出ないお粗末なもので、ここでは押し付け憲法論を否定することを持ち出すのが関の山で、占領憲法の効力論についての検討などは初めから議論の対象とはされてゐません。

サル顔をした議員の「サル発言」で紛糾する国会や憲法審査会の実情からすると、こんなサル山みたいな審査会は、憲法を語る資格もなく、その存在意義すら全くありません。

さらに、現在の大学などにおいても、憲法学者といふ職業人は、単に占領憲法の解釈を生業とする人々ですから、占領憲法が無効だといふ見解に立つことは、自らの地位を否定する自殺行為以外の何者でもないのです。オマンマの食扶持を否定することはできないので、誰も占領憲法の効力論争をしないのです。

これは、真正護憲論に学説としての説得力がないといふのではなく、むしろその反対です。説得力があり過ぎるために、憲法学者（憲法業者）の生活を脅かす真正護憲論をどうしても無視し続けなければならないのが本音なのです。

真正護憲論としては、何度も憲法学者や弁護士会などに論戦を挑みましたが、悉く都合が付かないなど屁理屈をこねて、タダタダ逃げるだけです。もし、憲法解釈業者が議論をして簡単に真正護憲論を打ち負かす自信があるのであれば、その方が自説の説得力を確実に強めることができるので、それをせずに逃げて回るのは、やはり全く自信がないからなのです。

憲法解釈業者は、我が国の再生を阻む最大の抵抗勢力なのです。